各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 (コード番号:8309 東大名) 住友信託銀行株式会社

(コード番号:8403 東 大)

中央三井トラスト・グループ、住友信託銀行グループの経営統合時における 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の役員体制について

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長 田辺 和夫)(以下「中央三井トラスト・ホールディングス」)と住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均)(以下「住友信託銀行」)は、両グループの経営統合により平成23年4月1日付で発足する予定の持株会社、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(現中央三井トラスト・ホールディングスが同日付で商号変更予定)の経営統合時における役員体制について合意し、本日、中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会において次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本経営統合は、両社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としております。

1. 取締役(平成23年4月1日予定)

取締役は次の10名とする予定です。

氏名	役職(予定)	現職(主なもの)
常陰均	取締役会長	住友信託銀行(株)取締役社長
田辺和夫	取締役社長	中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役社長
		兼 中央三井信託銀行(株)取締役会長
奥 野 順	取締役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役
		兼 中央三井信託銀行(株)取締役社長
向 原 潔	取締役	住友信託銀行(株)取締役兼 専務執行役員
北 村 邦太郎	取締役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役副社長
大塚明生	取締役	住友信託銀行(株)取締役兼 専務執行役員
岩 崎 信 夫	取締役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)専務取締役
		兼 中央三井信託銀行(株)専務執行役員
佐谷戸 淳 一	取締役	住友信託銀行(株)取締役兼 常務執行役員
落合 伸二	取締役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)常務取締役
大久保 哲 夫	取締役	住友信託銀行(株)取締役兼 常務執行役員

会長、社長を除く取締役は生年月日順に記載しております。

2. 監査役(平成23年4月1日予定)

監査役は次の6名とする予定です(うち4名は社外監査役)。

氏名	役職(予定)	現職(主なもの)
杉田光彦	監査役	住友信託銀行(株)取締役兼 専務執行役員
天野 哲夫	監査役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)監査役
前 田 庸	社外監査役	住友信託銀行(株)監査役
中西宏幸	社外監査役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)監査役
		兼 中央三井信託銀行(株)監査役
星野敏雄	社外監査役	住友信託銀行(株)監査役
高野 康彦	社外監査役	中央三井トラスト・ホールディングス(株)監査役
		兼 中央三井信託銀行(株)監査役

監査役と社外監査役はそれぞれ生年月日順に記載しております。

以 上

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社の間の経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。)は、住友信託銀行株式会社(以下「住友信託銀行」といいます。)との経営統合計画に関連して、フォームF-4による登録届出書を米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)にファイルする可能性があります。フォームF-4をファイルすることとなった場合、フォームF-4には目論見書及びその他の文書が含まれることになります。フォームF-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、フォームF-4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。フォームF-4がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF-4及び目論見書(その後の修正を含みます。)には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることになります。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSECにファイルされた又はされるフォームF-4、目論見書及びその他の文書(その後の修正を含みます。)を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF-4がファイルされた場合、本経営統合計画に関連してSECへファイルされるフォームF-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後にSECのウェブサイト

(www.sec.gov) から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされる目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス (Fax 番号 +81-3-5232-8716)または住友信託銀行 (Fax 番号 +81-3-3286-4654)に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。